

施設（物品）使用基準

1. 使用許可及び時間

通年使用できる。ただし、次の期日、期間等は使用できない。

- ・日曜日及び土曜日
- ・国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ・年末年始（12月28日～1月4日）

使用時間は9時00分から19時00分とする。

2. 使用申込

- (1) 施設（物品）使用願（別紙様式）は、使用日の1か月から7日前までに看護学科事務室に提出すること。
- (2) 使用目的を変更する場合は、早急に施設（物品）使用願（別紙様式）を再提出すること。

3. 使用基準

- (1) 正課の授業に支障のない施設を使用対象とする。
- (2) 使用者は原則、大阪市立大学所属の学生のみとする。
- (3) 各看護学実習室の使用は、あらかじめ担当教員の承諾を必要とする。
- (4) 使用時間を厳守すること。
- (5) 目的以外の使用を禁ずる。
- (6) マイク、マジックインキなど室備付備品の使用は数も含めて施設（物品）使用願「備考欄」に明記して、許可を受けてから提出すること。
- (7) 整理整頓に留意し、落書き、貼り紙等せず美しく大切に使用すること。
- (8) 施設・物品等破損した場合は、すみやかに看護学科事務室に届け出て、対処の指示を受けること。
- (9) 火気の持ち込みは禁ずる。
- (10) 使用後の清掃・止水・消灯・火気及び戸締りの確認を行い、看護学科事務室（または防災センター）に報告すること。ゴミは所定の方法で処理すること。